

# 幡多西部消防組合 公共施設等総合管理計画

平成29年10月

令和3年3月改定

幡多西部消防組合



# 目 次

## 第1章 はじめに

第1節 策定の目的	1
第2節 計画の対象とする公共施設等	1
第3節 上位計画等	1

## 第2章 施設の現状と社会的状況

第1節 公共施設等の現状と課題	2
第2節 人口の現況と課題	3
第3節 財政の現況と課題	3

## 第3章 施設の管理に係る基本的な方針と進行管理

第1節 基本方針	5
1 維持管理・修繕・更新等の適正な実施	5
2 安全の確保	6
3 長寿命化・予防保全型維持管理の推進	6
4 広域的な視点からの施設の統合・配置の検討	6
5 個別施設計画の策定	7
6 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築	8
第2節 進行管理	8
1 フォローアップの方針	8
2 計画期間	8

# 第1章 はじめに

## 第1節 策定の目的

幡多西部消防組合は、昭和50年、宿毛市、大月町、三原村の消防体制を充実させることを目的に設立され、平成19年に同じく宿毛市、大月町、三原村で組織する幡西衛生処理組合と統合し、住民の安全・安心のため、消防業務及びし尿処理業務に努めているところです。

全国の地方公共団体では、高度経済成長期を経て、多くの公共施設等を整備してきましたが、現在、これらの公共施設やインフラが一斉に改修・更新時期を迎え、将来的に多額の費用が必要になると見込まれており、本組合の構成市町村も例外ではありません。

また、本組合の関係施設についても、改修・更新時期を迎えており、この費用が構成市町村の財政に大きな負担となることは明らかです。

こうした状況を踏まえ、本組合が保有する関係施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化と関係施設等の全体最適化を図るため、「幡多西部消防組合公共施設等総合管理計画」を策定します。

## 第2節 計画の対象とする公共施設等

本計画の対象とする公共施設は、消防本部、消防署、分署、し尿処理施設の本組合が保有する施設とします。

## 第3節 上位計画等

国では、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成26年4月22日には総務省から「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」とする通知及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が出されています。これらの計画・通知・指針に基づき策定します。

## 第2章 施設の現状と社会的状況

### 第1節 公共施設等の現状と課題

本組合の平成29年4月現在の公共施設等の概況は以下のとおりです。

名称	竣工年度	延床面積(m <sup>2</sup> )	構造	耐震工事年度
消防本部・宿毛消防署	H25	1,423.95	鉄筋コンクリート造	新基準
大月分署	S50	368.00	鉄筋コンクリート造	H21年度
三原分署	S51	247.80	鉄筋コンクリート造	H25年度
幡西衛生処理センター管理棟	S56	279.02	鉄筋コンクリート造	H18年度
し尿処理施設	S56	1,732.68	鉄筋コンクリート造	H18年度

※本組合の保有する施設のうち延床面積30㎡以下の建物を除く

#### ●消防本部・宿毛消防署

平成25年に建てられた新しい建物です。建物の一部は宿毛市防災センターの機能を備えており、防災研修等活用されると同時に災害時の避難所・防災用備品等の保管場所でもあります。

#### ●大月分署

平成21年度に耐震補強工事は完了していますが、築41年を超え、施設全体の老朽化が進んでいます。今後、大規模改修や建て替えの検討を進めていく必要があります。

#### ●三原分署

平成25年度に耐震補強工事は完了していますが、築40年を超え、施設全体の老朽化が進んでいます。今後、大規模改修や建て替えの検討を進めていく必要がありますが、この施設は、三原村役場との合同庁舎でありますので、今後、移転整備の可能性も含めて検討していく必要があります。

#### ●幡西衛生処理センター管理棟・し尿処理施設

管理棟及びし尿処理施設ともに平成18年度に耐震補強工事は完了していますが、建屋および処理設備の老朽化が進んでいます。今後、大規模改修や建て替えについて、移転整備の可能性も含めて検討していく必要があります。

## 第2節 人口の現況と課題

本組合管内の人口は、平成27年10月現在での国勢調査人口では、27,576人（宿毛市20,907人、大月町5,095人、三原村1,574人）となっています。

将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成52年（2040年）に、17,353人（宿毛市13,666人、大月町2,737人、三原村950人）と大幅に減少する見通しとなっており、平成27年を基準にすると、約37%の人口減少となります。

一般には、人口減少により、行政需要も減少するものと考えられますが、消防需要については、年代別の人口構成に基づき、人口減少と比例して減少するものではないことが予想され、少子高齢化が進む本組合管内においては、当分の間、消防需要の減少は少ないものと捉え、施設整備を図る必要があると考えられます。

また、し尿処理施設は、地域の生活環境の保全と公衆衛生の向上を確保するうえで必要不可欠な基盤施設であり、住民の快適な生活を実現するうえでも重要な役割を担っていることから、将来にわたって健全な施設機能を確保する必要があります。

ただし、少子高齢化などに伴う税収の減少と扶助費の増加などにより、更新費用等の施設整備に必要な財源の確保は、今後厳しさを増していくことが予想されます。各施設の長寿命化などによる経費削減や、従来以上の効率化も重要な課題であると認識する必要があります。

## 第3節 財政の現況と課題

本組合の運営に係る経費は、主として構成市町村から納入される分担金でまかなわれています。

この分担金は、本組合の歳入全体の約96%を占める非常に高い割合となっており、組合財政は構成市町村の財政状況に依存しています。

構成市町村の財政状況は、いずれも平成29年3月に策定された「公共施設等総合管理計画」において、少子高齢化等を理由に、今後の増収は見込めず、扶助費の増加が進むことが予測され、今後の財政運営はこれまで以上に厳しくなるものと、構成市町村すべてにおいて同様の分析がなされています。

この分析は、構成市町村の財政状況に依存する本組合にとりまして、本組合の財政状況

そのものを意味するものと考えられますので、本組合の保有する施設等の管理については、これまで以上に、構成市町村と十分な協議を重ね、改修・更新費用等の抑制及び財政負担（分担金）の平準化を図ることが不可欠になるものと考えます。

## 第3章 施設の管理に係る基本的な方針と進行管理

### 第1節 基本方針

本組合における今後の施設の維持管理・更新に関する基本的な方針を次のとおり定めます。

#### 1. 維持管理・修繕・更新等の適正な実施

公共施設等の維持管理・修繕・更新等には、多額の経費が必要であるため、点検・診断結果等をもとに、構成市町村及びし尿処理運転管理業務委託事業者（以下、「受託事業者」という。）と協議しながら、施設毎に事業の優先順位を定め、予算の平準化を図ります。

##### ●消防施設

消防施設は、国の「消防力の整備指針」において、「消防本部及び署所の庁舎は、地震災害及び風水害時において、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐え得るよう整備するものとする」とされており、災害応急対策の拠点としての機能の観点や、地域における地勢、道路事情、高齢化が進む管内の消防需要なども考慮すると、本組合において、現在の消防署及び分署を廃止・統合し総量を削減していくことは、現実的ではありません。引き続き現有施設の維持管理に努め、長寿命化を図りながら、大規模改修等にあわせて機能の充実した庁舎を整備していくことを検討します。

##### ●し尿処理施設

し尿処理施設は、建築物に負荷をかける設備もあり、また設備の安定した稼働には適正な点検・診断等の実施が重要です。これまでも設備に関しましては、毎年定期的な点検整備と3年に1回の精密機能検査を実施してきましたが、今後も継続して着実な点検・診断・補修等の実施に努めるとともに、施設全体の耐震診断の実施を含め、受託事業者と連携して、現有施設の長寿命化又は移転整備の可能性も含めた検討を進めます。



## **2. 安全の確保**

---

点検・診断等により、施設に高度の危険性が認められた場合や、老朽化等により、生命・身体に危険を及ぼす可能性が判明した施設は、速やかに立入制限、応急修繕、除去などの措置を行い、安全性を確保します。

また、事故等の未然防止に向けて、安全管理の徹底を図ります。

## **3. 長寿命化・予防保全型維持管理の推進**

---

損害が明らかになってから修繕等を行う「事後保全型の維持管理」ではなく、修繕等を計画的に行い「予防保全型の維持管理」を基本に、健全な状態を維持しながら公共施設等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

また、新たに施設を建設する際には、長期間利用できる仕様について設計段階から検討します。

## **4. 広域的な視点からの施設の統合・配置の検討**

---

行政運営は、個々の自治体で施策を展開していくより、近隣自治体と連携して取り組む方が、各自治体にとってより効果的・効率的に施策を推進することができることも考えられます。

国が、消防の広域化を呼びかける中で、全国的に消防本部の合併や消防司令センターの共同運用など、広域的な取り組みが進められています。このような広域連携により、他の消防本部との施設の統廃合や効率的な消防行政が運営できる可能性も視野に入れながら進めていきます。

し尿処理施設につきましても、国や近隣施設の動向に注視しながら、必要に応じた施策の推進に努めます。

## 5. 個別施設計画の策定

---

本組合は消防事務及び一般廃棄物処理（し尿処理施設）に関する異なる事務を処理する一部事務組合であり、運営に係る主な財源である構成市町村からの分担金については、消防分担金及び衛生処理分担金として納入され、その分担割合はそれぞれ異なるものとなっています。

そのため、本計画の目的であります施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化等を実現するためには、本計画において管理、推進していくことに限界がありますので、本計画の下位計画にあたる個別施設毎の長寿命化計画（以下、「個別施設計画」という。）において、施設毎の状況を把握し、より実効性が高く、本組合の体制に応じた施設管理の推進に努めることとします。

なお、個別施設計画の策定に関する基本的な方針を次のとおり定めます。

### ●消防施設

第2章第3節で記述したように、本組合の財政は構成市町村の財政状況に依存しており、特に消防施設の経費においては、宿毛消防署、大月分署、三原分署に係るそれぞれの経費を、施設が所在する市町村がそれぞれに負担しています。このことから、施設等の点検・診断や修繕・更新等の対策について、組合全体で優先順位を定めることや、その対策については、構成市町村の方針がなくては決定することも困難な状況にあるため、個別施設計画の策定期限の決定や編集については構成市町村において行い、その内容については、本計画との整合性を図りながら、本組合と構成市町村間で十分に情報共有及び協議をする中で策定することとします。

### ●し尿処理施設

し尿処理施設は、運転管理を委託運営しており、施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新・長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図るためには、受託事業者の保有するデータや専門性の高い技術や情報が不可欠でありますので、本組合事務局が中心となり、受託事業者と連携して、構成市町村を含めた「幡西衛生処理センター将来計画検討会」を適宜開催しながら、「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（し尿処理施設・汚泥再生処理センター編）」（平成27年3月改訂 環境省）を参考に、個別施設計画を策定します。

## 6. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

公共施設等の維持管理にあたっては、本組合事務局が主体となって実施するとともに、職員一人ひとりの意識啓発に努めます。

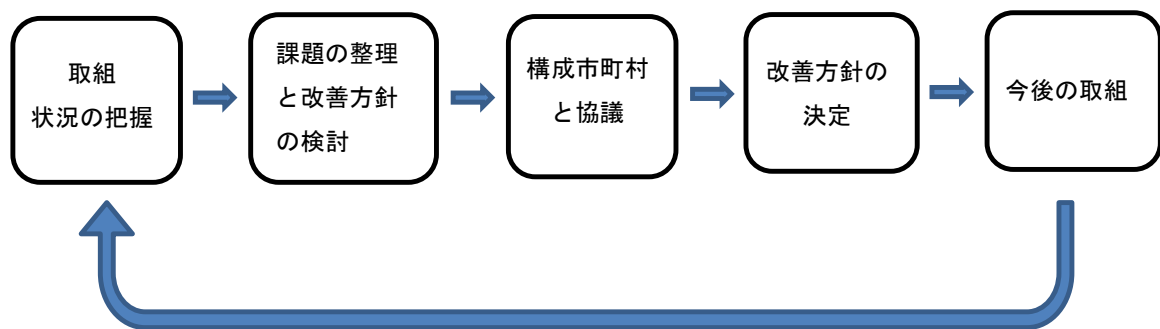
また、本組合は、建築技術者等の専門的な人材の採用及び育成が困難な状況にあるため、必要な工事等の実施にあたっては、構成市町村及び受託事業者の指導及び協力を受けながら適正に管理するとともに、情報共有体制、取組体制の構築に努めます。

## 第2節 進行管理

### 1. フォローアップの方針

本計画のフォローアップについては、本組合事務局が中心となり、消防関係部署及び受託事業者と連携して、基本方針に掲げた各種取り組みの進捗管理を行い、構成市町村と協議を重ね、今後の取り組みにつなげるとともに、取り組み内容は必要に応じて、議会や住民への情報提供に努めます。

計画の進行管理の流れ



### 2. 計画期間

計画期間は、平成30年度（2018年度）からとし、構成市町村の公共施設等総合管理計画の見直しや、個別施設計画との整合性を図り、必要に応じて見直すこととします。

## 幡多西部消防組合公共施設等総合管理計画

発行年月：令和3年3月

編集：幡多西部消防組合事務局

〒788-0052 高知県宿毛市和田 1412 番地 1

電話：(0880) 63-0119

F A X：(0880) 63-3396